

1. 子ども・子育て会議について

(1) 子ども・子育て会議の概要

子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」(以下、法という。)に基づく市町村等による合議制の機関です。

市町村が特定教育・保育施設(子ども・子育て支援新制度の幼稚園や保育所、認定こども園)や特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育などの事業)の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、あらかじめ子ども・子育て会議において意見を聴かなければならないとされています。

【子ども・子育て支援法 31条、43条、61条、77条】

(2) 平塚市子ども・子育て会議について

本市では、法に基づき「平塚市子ども・子育て会議条例」(以下、条例という。)を制定し、平塚市子ども・子育て会議を設置しています。

会議では、次の内容を審議します。

- 平塚市子ども・子育て支援事業計画(ひらつか子育て応援プラン)に関すること
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要なこと

(3) 部会について

条例では、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができるとし、「平塚市子ども・子育て会議運営要綱」において、2つの部会を設置しています。

○子育て支援事業推進部会

…平塚市子ども・子育て支援事業計画(ひらつか子育て応援プラン)の推進に関する事項を審議します。毎年度3月に部会を開催し、計画の各事業に関する担当課の自己評価について、部会の皆さまから質問や意見をいただいています。いただいた意見を担当課に伝え、年度終了後には事業の評価を公表しています。

○公立園の在り方検討部会

…公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項を審議します。

※現時点では、今年度の公立園の在り方検討部会の開催予定はありません。

2. 子ども・子育て支援事業計画(ひらつか子育て応援プラン)について

(1) 計画の位置づけ [ひらつか子育て応援プラン P2]

この計画は法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。

計画の主たる対象は、満18歳未満である「子ども」と「保護者(子育て家庭)」です。

また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、子どもの貧困状況に対する支援となる「平塚市子どもの貧困対策計画」を内包する計画としています。

(2) 計画期間 [ひらつか子育て応援プラン P 3]

本市では、平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの第1期計画期間を経て、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「ひらつか子育て応援プラン」(第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画)を策定しました。

なお、計画の期間において、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、中間年である令和4年度に計画の見直しを行います。

(3) 計画の基本的な考え方 [ひらつか子育て応援プラン P 39~P 45]

○基本理念…平塚市の目指す将来像として、次の基本理念を定めています。

いきいき子育て のびのび子育て ちいきで育む
いのちきらめく 共生のまち ひらつか

○基本目標

…基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を掲げて計画を推進します。

- ①子どもの豊かなところをはぐくむ環境づくり
- ②安心して子育てができる環境づくり
- ③子どもに寄り添った教育環境づくり
- ④子育てしやすい安心・安全なまちづくり
- ⑤子どもと親の健康づくり(平塚市母子保健計画)
- ⑥将来を子ども自らが選択できる環境づくり(平塚市子どもの貧困対策計画)

○施策の体系

…6つの基本目標について、25の施策で構成しています。

施策ごとに関連事業(192事業)があります。

(4) 施策の展開 [ひらつか子育て応援プラン P 47~P 99]

(5) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」について

[ひらつか子育て安心プラン P 101~P 122]

「量の見込み」とは、幼児期の学校教育・保育施設や子育て支援事業(延長保育や一時預かり事業等)について、どれだけ必要となるのか(ニーズ量)を表します。

「量の見込み」に対し、提供体制の確保の内容と実施時期を定めたものが「確保の方策」です。本市では、市内全域を一つの教育・保育提供区域とし、各年度における「量の見込み」を整理し、提供量である「確保の方策」を計画しています。

(6) 計画の進行管理 [ひらつか子育て応援プラン P 123~P 124]

計画の進行管理は、平塚市子ども・子育て会議に設置した「子育て支援事業推進部会」において各事業の取組状況を把握・評価します。また、先述したとおり、計画内容と実績に乖離が生じている場合は、計画の中間年である令和4年度に見直しを行います。